- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり、所要の改正を行うこととした。
 - ア 入所予定者への適切なサービスの提供が困難な時に講ずべき措置の例示として紹介する施設に介護医療院を追加することとした。(第9条関係)
 - イ 入所者の身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置を追加することとした。 (第12条、第35条関係)
 - ウ 入所者の病状の急変が生じた場合その他の緊急時等における対応方法をあらかじめ定めなければならないこととした。(第19条の2関係)
 - エ 運営規程で定めるべき重要事項に、緊急時等における対応方法を追加することとした。 (第 21条、第39条関係)
 - オ サテライト型居住施設に栄養士等を置かないことができる場合として、当該施設に対する支援機能を有する介護医療院の栄養士等により、当該施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められる場合を追加することとした。(第44条関係)
 - カ 病院又は診療所の病床の転換を行って特別養護老人ホームを開設する場合の食堂及び機能訓練室の面積並びに廊下の幅に関する経過措置について、病床の転換の終期を平成36年3月31日まで延長することとした。(附則第8項~第10項関係)
 - キ その他規定の整備を行うこととした。(第3条、第5条、第44条関係)
 - (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。